

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

水害から人命を守りたい

No.64

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 令和3年度

支援の名称	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置
制度の趣旨・背景	<p>令和元年12月に関係省庁で構成される「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」で策定した基本方針において、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう必要な措置を講じることとしている。</p> <p>利水ダムは発電や農業等を目的に整備されているため、事前放流で使用する放流管が小規模であるなどの理由で、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムがあることから、放流施設の整備を促進する必要がある。</p>
制度の内容	<p>■ 特例措置の内容</p> <p>事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする措置を講じる。</p> <p>■ 特例期間</p> <p>恒久措置</p>
対象となる方	利水ダムの放流施設を整備した民間事業者等
問い合わせ先など	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課流水管理室 TEL：03-5253-8449